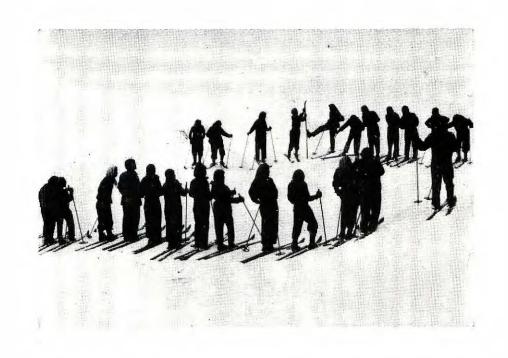
### 业海道議會時報

第 9 卷 第 2 号 昭 和 3 2 年 2 月



北海道議会事務局

北海道議会時報第9巻第2号(昭和32年)

会 議 会 特 常 道南の の 北海道税条例改正審查特別委員会 総合開発調査特別委員会 任 別 動 委 委 いか凶漁対策特別委員会 合 き 員 員 会………1 10 雜 义 書 月 地方行政疑義問答集……………………11 室だより...... の 地方自治法第九十二条の二の請負の解釈について メ Ŧ 録 12 表紙写真 スキー講 習

北海道議会時報第9巻第2号(昭和32年)

北海道議会事務局撮影



### 任 委 員

### 総 務 委 員 会

## 〇一月十四日 午前十一時、第一委員室において開議、午後一時散会、 委員長 **斉藤正志**(社)

## 請願、陳情の審査

願

〇第一七四号 恵庭町大字漁村所在道立種苗用地払下の件

(保 留)

(不採択)

旧大津村浦幌町合併に伴う財産引継に関する件

元道立種畜場漁放牧地及び建物売渡の件

○第

号

○第三二四号

留

〇第三三六号 南北両定点気象観測完全復活要望の件

会

般

〇第六〇五号

1 (協ク) の各委員を推選することに決定。 北海道地方競馬運営委員会委員に高田(社) 松尾(自民)天谷

取して一旦休憩、午後零時十分再会。 まず、人事課長より中央におけるその後の状況について説明を聴 石炭手当免税折衝とも関連することとなるのでこのことについて 次に地方財政確立全国大会派遣委員について諮り、上京委員は

間に決定。 合せの上、必要ある場合にあわせ行うこととし、派遣期間は一週 の各委員を決定、石炭手当免税折衝は、上京中の知事、議長と打 派遣委員に麻里(自民)大久保(自民)小島(社)山内(労)

て報告を聴取、麻里(自民)小島(社)委員より、質疑があり、 次に町村合併勧告について、地方課長よりその後の状況につい

地方課長より答弁。

(採

択

○第四二三号 消防施設税(仮称)の設定の件

〇第六一九号 釧路国支庁名称変更の件

〇第五九五号 海区委員の十一級職引上げ及び報酬引上げの件 (採

択

〇第三七九号 根室町、 和田村、 歯舞村三カ町村合併促進の件 (採 択)

〇第四七九号 忠類村の自立と境界変更の件 (不採択)

○第五九三号 歯舞村を町村合併策定計画より除外の件

根室町和田村、 歯舞村三町村合併促進の件 (不採択)

択)

1

### 厚 生 委 員 会

〇一月三十日 午前十一時四十二分、 時七分散会、委員長 佐久間貞江(自民) 第三委員室において開議、

## 請願、陳情の審査

〇第三八一号 本道在住中国帰国日本戦犯者に対し援助の件

〇第三八六号 生活保護法による療養中の患者に対する冬期救護の 択

〇第三八七号 私立保育所並びに母子寮運営費に対し助成の件

部

陳

○第五○○号 鴛泊村に稚内保健所出張所設置の件 (保 留)

○第五五八号 歌志内町隔離病舎新築に対し認可補助の件

囧

(採

〇第六〇四号 北方方面戦死者遺骨集蒐実現の件 (保 留

小樽市に精薄児通園施設設置の件

〇第六〇二号

〇第六六二号 札幌後保護指導所第四次生に対し職業訓練要望の件

〇第六六六号 戦没者遺児の靖国神社参拝経費に対し助成の件

(採

それぞれ報告を聴取。これに関し村本委員(社)より、消費生活 生部関係を衛生部長より、民生部関係を社会課長、福祉課長より 協同組合に対する貸付金の枠の減少とこれが育成方策について、 昭和三十二年度国費予算折衝に伴うその後の経過について、衛

> 置、道南の凶漁地帯における国保の運営難等について質疑があり、 佐久間委員長(自民)より、季節保育所の本道への割当分消化措 社会課長、福祉課長、保険課長より答弁。

- 過について質疑、衛生部長より答弁。 山委員(自民)より、札幌北保健所の新設についてのその後の経 委員(社)より、冷害地に対する巡回診療班の派遣について、中 生研究所職員の汚職事件に関して、それぞれ説明を聴取後、井口 よりインフルエンザ発生の状況について、医務薬事課次長より衛 衛生部長より医科大学の所管部の変更について、保健予防課長
- 会課長より答弁。 明を聴取後、これについて佐久間委員長(自民)村本委員(社) 行より寄贈された結晶血液の配分問題等について質疑があり、社 山元委員(自民)より、義捐金配分の対象及び方法、日本血液銀 冷害地に対する援助物資の輸送状況について、社会課長より説
- 一日午前十時第三委員室に集合の上出発することに決定。 札幌市内における厚生施設の調査視察を行うこととし、

### 商 エ 労 働 委員 会

〇一月十一日 午後一時四十六分、第二委員室において開議、 五十六分散会、委員長 宮坂寿美雄 (自民)

### 請願、 陳情の審査

陳

〇第二九二号 北海道地下資源探鉱公社設立要望の件

(保 留)

2

## 〇第三六四号 航空機購入資金に対する道出資要望の件

農

務

委

員

会

〇第 四 七号 野幌窯業充実対策の件

(採

〇第五一四号 釧路空港建設負担金援助の件

〇第五六九号

(保

〇第六一二号 青函連絡航路貨物擬制運賃の廃止要望の件 (採 択

北海道大学工学部に石炭化学研究室附置方促進の件

〇第六三七号 道内信用組合に対する資金貸付の件 (採 択

- 1 対策協議会側として山本(自民)西野(自民)両委員を決定。 宮坂委員長(自民)森川副委員長(社)新川委員(労)、国鉄運賃 件について中央折衝することに決し、派遣委員に、当委員会より 方要望の件、冬期加給金の国庫負担の件、水あめ業者救済対策の 國鉄運賃改訂の件、北洋漁場及びシベリヤ開発に対し労務提供
- 務課長より答弁があつた。 民)新川(労)各委員より、質疑及び意見があり、商工部長、商 坂委員長(自民)森川副委員長(社)伊藤(作)(自民)山本(自 けてそこにこの業務をやらせたいとの発言があり、これに対し宮 商工部長より、中小企業相談所を半減させ、支庁に商工課を設
- 本日聴取した陳情は次のとおり。
- 青森県大間町長
- 北海道大博覧会開催に際しての出品勧誘協力方について 大間港国営修築速成について

幌 市

市長が協議することとした。 (1)については委員長一任 (2)については散会後委員長と札幌

## 〇一月七日 午後一時五十二分、第二委員室において開議、午後四時二 十分散会、委員長 朝日昇(協ク)

員より質疑があり、農務部長、農試副場長、農業改良課技師等よ 長(社) 西島(自民)吉田(自民)桶谷(自民)増田 農業振興対策大綱について 充分意見の交換を行うため休憩して協議、休憩中、 笠井副委員 (社)各委

り答弁。 料を明日の委員会までに提出方要望した。 菜増反計画の五万四千町歩に増反する場合の資金面等に関する資 なお、再開後朝日委員長(協ク)より、協議中要望のあつた甜

- 定。 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決
- 3 本日聴取した陳情は次のとおり。
- (1) 農業振興重点方策及び薄荷増産対策について

北農中央会営農課長

〇一月八日 午前十一時四十分、第二委員室において開議、 十五分散会、委員長 朝日昇 (協ク) 午後三時四

1 農業振興対策大綱について

長より説明を聴取後、朝日委員長(協ク)笠井副委員長(社)橋 歩に増反する場合の資金面等に関する資料について農政課企画係 本(正)(社)吉田(自民)西島(自民)増田(社)深山 前日朝日委員長(協ク)より要求の甜菜増反計画の五万四千町 (自民) 3

各委員より、甜菜作付面積を二万七千五百町歩、三万七千八百町 を定のため品種改良試験機関の強化が条件として出され、笠井副 安定のため品種改良試験機関の強化が条件として出され、笠井副 をまり、又ピート以外の点について質疑及び意見があり、農務部長より答弁。結局甜菜作付面積は三万七千八百町歩に り、農務部長より答弁。結局甜菜作付面積は三万七千八百町歩に きまり、又ピート以外の点について質疑及び意見があり、農務部 をお、甜菜作付面積決定に当り、橋本(正)委員(社)より、供務部 なお、甜菜作付面積決定に当り、橋本(正)委員(社)より、農務部 なお、甜菜作付面積決定に当り、橋本(正)委員(社)より、農務部 なお、甜菜作付面積を二万七千五百町歩、三万七千八百町 が強調された。

白民)の三名が出席と決定。小委員会へは朝日委員長(協ク)笠井副委員長(社)吉田委員(次に、総合開発、農地開拓両委員会との寒地農業確立対策合同

道の石橋総理に対して委員会としての陳情はしないことに決定。度等について質疑及び意見があり、農務部長より答弁。なお、来田(社)各委員より、対寒畜舎に対する国の施策、冷害対策融資制係)農務部長(畜産関係以外)より説明を聴取後、朝日委員長(協係)農務部長(畜産関係以外)より説明を聴取後、朝日委員長(協昭和三十二年度農務部関係国費予算について畜産課次長(畜産関金)昭和三十二年度農務部関係国費予算の中央折衝について

第一班 十二日より二十日まで 九日間 新衝派遣委員及び期間については次の如く決定した。

3

西島(自民)橋本(正)(社) 黒松(協ク)各委員

第二班 十八日より二十六日まで 九日間

朝日(協ク)杉本(自民)堀野(社)各委員

④ 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決

## 建設委員会

一月五日「午前十一時二十分、第一委員室において開議、午後零時三十八分散会、委員長 佐々木利雄(自民)

### 般議事

① 昭和三十二年度土木部建築部関係国費予算獲得折衝について、別の 11年では、11年には、11年では、11年では、11年には、11年では、11年には、11年では、11年には、11

② 次に中央折衝派遣委員及び期間については次の如く決定。

第一班 六日より十四日まで 九日間

佐々木(自民)宮津(自民)各委員

第二班 十二日より二十日まで 九日間

土木部関係 本多(自民)高橋(石)(協ク)児見山(社

١

建築部関係 中牧(自民)中野(社)和平(労)各委員

第三班 十八日より二十六日まで 九日間

土木部関係 秋山(協ク)川口(自民)渡部(社)各委

員

建築部関係 糸川(社)遠藤(社)宮津(自民)各委員

来道中の建設大臣に対する建設委員会としての陳情について協議入れの結果について質疑、佐々木委員長(自民)より報告の後、なお、宮津委員(自民)より、道々昇格予算等に関する知事申

の結果東京に場所をゆずることに決定。

陳情の審査については都合により次回に持越すことに決

定。

## **農地開拓委員会**

**〇一月七日** 午後二時十分、第三委員室において開議、午後四時二分散

### 般議事

① 冷害恒久対策、特別立法措置等対策について

冷害恒久対策等について、総合開発特別委員会に対し、本委員会の意見をまとめ具申するため、まず冷害恒久対策、特別立法措置等対策について、総務課次長、土地改良課次長、開拓経営課第一係長より説明を聴取。ついで宮北委員長(社)岡林(社)堀田(自民)大石(社)林(自民)各委員より、開拓衛生及び教育の問題、営農生活に不可欠の飲料水施設整備の問題、冷害恒久対策問題、営農生活に不可欠の飲料水施設整備の問題、冷害恒久対策問題、営農生活に不可欠の飲料水施設整備の問題、冷害恒久対策問題、常言したのいてとれて、総合開発特別委員会に対し、本委員に検討することとした。

一月十日 午前十時五十五分、第三委員室において開議、午後零時三

### 般議事

り、冷害恒久対策を行うとしても拔本的な解決を要する開拓者の長(社)津川(社)林(自民)岡林(社)蒔田(自民)各委員よ土地改良事業特別会計制度要網案及び取扱方法案等について農地土田の委員会に引続き冷害恒久対策、土地改良法の改正、国営① 冷害恒久対策、特別立法措置等対策について

地改良課長より答弁。 地改良課長より答弁。 地改良課長より答弁。 地改良課長より答弁。 地改良課業特別会計制度要綱 大生計画の一部改訂の問題、国営土地改良事業特別会計制度要綱 のは、のよれ、冷害恒久対策に関連して総合開発五

## 水産委員会

〇一月十二日 年前十一時二十五分、第三委員室において開議、午後三

### 一般議事

にしんの漁獲予想、洄游状況、主群は何年生か等について質疑及 明を聴取。ついで阿部委員(自民)より、三十一年度十二月末に び意見があり、 年度予算についての考え方、水産課の技術普及員の身分保障と定 査員の研修等について、川村委員(社)より、漁政課関係三十二 教育に際しての横の連絡の問題、水産加工技術の指導、水産物検 別階層別経営類型調査の推進、科学技術の指導及び水産学校等の 求予算額、黒沢委員(社)より、漁村青少年クラブの育成、地帯 おける水産部の現計予算及び三十二年度重点施策実施のための要 昭和三十二年度水産部重点施策につい 水産部長より、 水産部長、漁業調整課長、水産課長よりそれぞれ 昭和三十二年度水産部重点施策体系表による説

ることとした。 本委員会終了後開会予定のいか凶漁対策特別委員会終了後決定す 水産予算の増額交付要請のための中央折衝派遣委員及び時期は

り、水産部長、水産製品課長、漁政課長、水産課長、漁業調整課長

入を必要とするのではないか等の問題について質疑及び意見があ 員増加、取締船の強化、水産物検査特別会計は一般会計からの繰

より、それぞれ答弁。

### 文 教 林 務 委 員 会

〇一月十二日 午前十一時十三分、第一委員室において開議、 四十三分散会、委員長 中野定敏(社) 午後 一時

〇第三七二号 〇第三七一号 室蘭工業高等学校校舎並びに教育課程増設等の件 道立養護学校設置の件

(採

〇第三八四号 北海道函館盲学校校舎及び寮舎改築の件

(採

択)

〇第三八五号 道立養護学校設置の件

○第三九四号 (採

天塩高等学校に農業課程設置の件 (採

〇第三九三号 肢体不自由児を対象とする道立養護学校設置の件

(不採択)

〇第六〇八号 美唄高等学校旧校舎改築の件

○第六○九号 小樽緑陵高等学校体育館改築の件 (採 (採

択

〇第六一一号 学校給食準要保護児童パン代補助増額の件

〇第六五二号 学校給食費の道費補助金追加計上の件

(採

〇第六三四号 函館工業高等学校に採鉱冶金課設置の件

〇第六三六号 利尻町立定時制高等学校開設の件 (採

(採

〇第六四九号 浦河高等学校漁業実習船新造の件 (採

○第六五三号 北海道家庭クラブ連盟に対し助成金交付の件

〇第六一〇号 標茶高等学校内部施設充実並びに同高校に農業大学 併置の件 (一部採択、一部付託替)

〇第六五〇号 教職員の給与等の支出命令権委任の件

留

6

択

- 1 期の議会において取下げの扱いをすることを了承。 ついて申し出があつたことについて道有林課長より事情を聴取次 有買上げ取止め方の件について、その後陳情者より取り下げ方に 前回保留の陳情第六百五十一号、中西林業株式会社所有林の道
- 説明を聴取。 教育委員会所管の冷害応急対策の内容について、行政課長より
- 事務所に集合することとした。 白民)のほか一名(委員長一任とし)を決定十六日午後二時東京 中央折衝派遣委員に中野(定)委員長(社)伊藤 (弘)委員(

### 特 別

## 総合開発調査特別委員会

## 〇一月八日 午前十一時十五分、第一委員室において開議、午後三時五 十分散会、委員長 岩田留吉(自民)

- いて陳情があつて、一旦休憩、午後一時五十分再開。 を聴取、ついで井村苫小牧市議会議員より、苫小牧工業港促進につ 苫小牧工業港造成計画の概要について、開発局計画課長より説明
- 予算係長より説明を聴取、太田副委員長(社)より、農務委員会、 次に昭和三十二年度開発予算要求額の内容について、 財政課開発

- 3 ける開発審議会農林水産小委員会の審議状況について報告 **農地開拓委員会における寒地農業確立対策の審議状況及び中央に** お
- 次に開発予算折衝の派遣委員について諮り、次の如く決定。
- 第一班 十日より十六日まで 七日間

児玉(自民)二瓶(協ク)笠井(社)

十一日より十八日まで 八日間

岩田委員長(自民)林(自民)中山 谷(協ク)舟木(社)各委員 (白民) 窪田

(社) 天

第三班 二十一日より二十七日まで 七日間 塚田(労)大石(社)村本(社)各委員

4 開拓委員会小委員との合同小委員会において検討することに決定。 会の特殊気象地帯農業確立振興対策小委員、農務委員会小委員、農地 寒地農業確立対策の審議方法については、総合開発調査特別委員

〇一月十日 午後一時三十分、第一委員室において開議、 分散会、委員長 岩田留吉 (自民)

開拓部長より答弁、荒議長より、農務と開拓の調整について意見が 善の効果、特殊気象地帯農業確立振興特別法の立法措置促進の進め 年計画との関連について、二瓶委員(協ク)より、ピートの品種改 びこれが加工場設置の問題、開墾及び飼料作物作業用トラクターと 石委員(社)より、果樹類のうち、ぶどう、いちご等の育成方策及 促進の場合における全体面との関連について質疑、農務部長、農地 が主になつている理由について、林委員(自民)より、第二次五カ 持込む場合の農務と開拓の調整、特殊気象地帯農業確立振興特別法 軽油引取税免除の関係、濃霧地帯の営農試験地設置場所が大平洋岸 寒地農業確立対策の大綱について、農務部長より説明を聴取、大 冷害克服対策に関する点の文章表現の方法について、児玉委員 国自らが特別措置を行うような資料の提出と中央に

を聴取。 あり、ついで開拓地冷害恒久対策について、農地開拓部長より説明

② 寒地農業確立対策小委員会を開くことに決定。 長共にこれを了承、なお、本委員会終了後、農務委員三名、農地開資。 寒地農業確立対策の基本については、農務委員長、農地開拓委員

# 北海道税条例改正審查特別委員会

〇一月二十八日 年四十五分散会、委員長 斎藤正志(社) 年後一時三十四分、第三委員室において開議、午後二

、ととした。
・ととした。
・ととした。
・付託議案の審査に入り、暫時休憩、午後二時四十分再開、審査日に最終結論を得るよう審議をすすめることに決定、なお、二瓶委程について諮り、明二十九日、三十日の両日で質疑を終え、三十一程について諮り、明二十九日、三十日の両日で質疑を終え、三十一程について諮り、明二十九日、平後二時四十分再開、審査日

〇一月二十九日 午後零時十四分、第一委員室において開議、午後三時

> 省より 自治庁長官に 申し入れを行つた 意見 文書写しの提出につい 岡山)より低い理由について、深山委員(自民)より、本税創設に 三十一年度現計予算に対する比率が、他府県(山梨、宮城、愛媛、 て、それぞれ質疑及び資料の要求があり、総務部長、税務課長より と本税創設の関連について、山内委員(労)より、地方交付税額の の提出について、佐々木委員(自民)より、地方交付税の配分問題 の管理状況とこれに対する費用投入額の問題及びこれに関する資料 を時限条例としない理由、31税の滞納整理による財源確保、 旨の変更について、川口委員(自民)より、 て、林委員(自民)より、本税の目的税的性格という答弁と提案趣 係、個本税を法定外普通税として創設することについて大蔵大臣が 矛盾、「「赤字解消の財源を自動車のみに転嫁することの不公平、 二十六年度に創設された自動車税の本道に対する三割軽減措置との 税によらなくても地方交付税の増額などで考慮されないか する時期的ずれを生じている事実及びこれが撤回の意志、22本条例 五%課税の妥当性、過道財政の実情を取まとめた資料の提出につい 13道機構の簡素化、 四諸団体への補助、交付金、負担金等の再検討による財源の捻出、 自治庁長官に申し入れを行つた意見の内容、団本税許可の見通し、 ガソリン税の本道における負担状況、(9)本税の性格と目的税との関 ての公債費利子補給問題と他府県との比較、15赤字補てん財源は 大蔵大臣より、自治庁長官に申し入れを行つた意見及び運輸 職員配置の合理化についての計画、は一律一・ 11本税創設の趣旨に対 (4) 道路 (8)

〇一月三十日 午後三時十分、第一委員室において開議、午後五時二十

能力の有無と営業実績、20中古車評価の算定は最終的には専門家を① 付託議案の審査に入り、深山委員(自民)より、11業者の税負担

総務部長、税務課長より答弁があつて、 よる税額年間一億円の積算基礎、滞納繰越及び不納欠損の整理によ 民)より取得の際一回限り課税するという取得の解釈、 民)より、漁業、農業に使用する小型三輪に対する課税の妥当性に 億円の積算基礎の算定時期の問題等についてそれぞれ質疑があり、 る完全徴収とその努力の必要性等について、更に深山委員より、一 る本税撤回の実情、 与える影響、③公営企業用自動車非課税との矛盾、④島根県におけ 方法例えば林野雑産物の売却、地方交付税の増額及び産業経済費の 財政再建計画を建てないで本税を創設することの不合理性、汀他の 違している点の指摘、道民の税負担が、他の実施県より高い事実 (3)本道運輸事情の全国における比較順位担税力有無の根拠及び資料 (1)国税局について調査した資料の内容、(2)総合開発推進への影響、 ついて、杉本委員(自民)より、(1)担税力の有無の問題、(2)業界に 起債枠増大等による財源確保の問題等について、伊藤(作)委員(自 趣意及び本税創設の明確な理由 の提出、44中央におけるガソリン税値上げの状勢変化と提案当時 動車輸送の重要性と業者の負担過重について、林委員(自民)より、 型トラツク等は生産機材に対する課税となるが他の生産部門との関 煩すことと思うがこれらに対する経費の増嵩、(3)三輪トラツク、 ④本税実施に関し陸運局の協力が得られる見通しの有無、 (5)滞納整理による財源確保の問題、川口委員(自 15本税実施の他府県と諸条件が相 暫時休憩、午後五時二十七 本税創設に (6)

②・税務課長より、課税の積算基礎について補足答弁があり、 前十時開議することに決定。 明日午

〇一月三十一日 付託議案の審査に入り、山元委員(自民)より、 午後一時二十分、第一委員室におい 分散会、委員長 斎藤正志(社) て開議、 午後五時

民間自動車に対

1

後五時再開。 る考え方について質疑、総務部長より答弁があつて、一旦休憩、 保を中央に要請する必要性、本税の適用を時限法とする措置に対す する課税負担の過重と官公企業用自動車非課税の不均衡及び財源確 午

結論を出すこととし、 今後の運営について諮り、明二月一日は休会、二月二日再開して その間各派代表で協議を行うことに決定。

2

## 道南の いか凶漁対策特別委員会

〇一月十二日 午後三時二十一分、第三委員室において開議、 三十分散会、委員長 時田政次郎 (社) 午後三時

1 を聴取。 道南の いか凶漁対策事業の執行状況について、漁政課長より説明

については委員長一任とした。 て中央折衝のため、委員を派遣することを決定、派遣委員及び期間 係立法化の促進並びに被災農家に対する天災法の適用問題等につい 次にいか凶漁対策のための労賃収入予算の確保、 及び漁業災害関

## 全国都道府県議会議長会

〇一月九日 催の幹事会における付議事項について協議した。 東京都議会委員会室において正副会長会を開催、 明十日開

〇一月十日 調査会の『地方財政に関する当面の措置についての答甲』の内容並び に地方六団体「**地方財政確立対策協議会**」の経過について報告があつ た後次の事項について協議した。 東京都議会第四委員会室において幹事会を開催、 地方制度

地方六団体共催「地方財政確立期成全国大会」参加について

本会定例会開催方法並びに昭和三十二年度開催地について

昭和三十二年度本会歳入歳出予算案について

**教職員の地域給不均衡の措置対策について** 

標準「会議次第書及び議会関係書式例」の作成について

法人事業税税率引下げに関する反対要望について

〇一月十七日 東京都議会第四委員会室において第三十三回地方制度調

> した。 された職員の地域給の問題について協議、両件共更に研究することと 査委員会を開催、 かねてから検討中の郡の問題並びに幹事会より付託







## 地方行政疑義問答集

# 解釈について地方自治法第九十二条の二の請負の

佐賀県選管委員長宛自治庁選舉部長回答) 昭三一・一二・一八 自丙選発第八四号)

差し当つて必要がありますので至急御回答願います。当し、したがつて、公職選挙法第百四条の規定の適用を受けるものか、場合においてその議員の身分が地方自治法第九十二条の二の請負に該問 市議会議員が文具店(個人経営)を経営しているとき、次のような

計額が年間売上の約六〇%に達した場合。
2 文房具の納入が入札制により、たまたま年四回にわたり、その合

3 市との関係が請負事業に該当するため、地方自治法第九十二条の

五才の給料生活者(会社員)である。し、家計の中心は父子いずれの収入によるか判明せず、息子は二十二の規定の制定後商店経営者をその息子の名儀に変更した場合ただ

議員である父が握つている場合・3の場合、商店経営の当初から息子の名儀であるが、その実権は

3 4議員である父が契約当事者又はその支配人でない限り地方自第九十二条の二に規定する請負に該当するものと解す。 1 2当該市に対し定期的に納入する契約がある場合は地方自治法

答

治法第九十二条の二にいう請負には該当しないものと解する。 4議員である父が契約当事者又はその支配人でない限り地方自



## 受贈図書 各官公庁・その他よりの

秋 一月号 名 受 贈

先

第 法规出版社

春

it自

F, 治

127,

鞹

国立国 道 拓 会図 調 査 書 館

**道総務** 

追長

35

ろ

一二号

査

月

報 す

五九号

通 産 省 広 報 課

通 調 び

産

旬

報

出版ニユース

上旬号

九七・九八号 富 貴 堂

一二六号 道商工部商務課 道総務部文書統計課

北海道輸出商品の手引

鮭鱒孵化放流数

北

海

道統計

道鮭 神奈川県議会事務局 鱒 孵 化揚

群馬県議会時報 十二・一月号 神奈川県議会時報 一 号 群馬県議会事務局

東京都議会月報 九・十月合併号

東京都議会議会局

鳥取県議会月報 一一・一二月合併号

静岡県議会事務局

鳥取県議会事務局

静岡県議会時報

一九号

昭和三十二年二月二十日発行

北海道議会時報 (第九卷第二号)

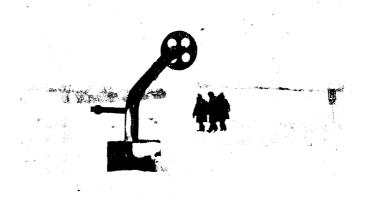
北 北海道議会事務局調查課 海 道 議 会 事 務 局

発 行

## 雜誌類總合目次

第 8 号

昭和31年7月~12月



北海道議会事務局

北海道議会時報第9巻第2号(昭和32年)

### 分類 目次

憲			法	1
政			治	1
財			政······	2
経			済	3
地	方	行	<b>政······</b>	4
法	学	_	般	6
産			業·······	8
敎			育	9
围			際	9
労	r		働	LO
人			事	1
雜				11

北海道議会事務局調査課編

### 北海道議会時報第9巻第2号(昭和32年)

	題	名	<b>1</b>	香	名	雜	誌 名	年月	1 (巻	号)
	日本国憲法成立史	(25 <b>∼</b> 36)	佐	藤迢	色夫	ジュ	リスト	31,	7~	-12
	日本国憲法制定史	$(2\sim7)$	長:	谷川!	正 安	法 律	時 報	31,	7~	-12
	憲法十年故園茸多	l	金:	森 徳	次 郎	時の	法 令	31.	11	(3)
	自衛隊と憲法		田	上 種	<b>¥</b> 治	時の	法 令	31.	9	(3)
	憲法改正論の現段	階と憲法調査会の任務	杉	村章	三郎	自 治	研 究	31.	9	
	違憲審査の基準に、	ついて	河	原畯	→ 良阪	ジュ	リスト	31.	10	(15)
`	アメリカ合衆国各名	州憲法改正手続	根:	岸富。	二郎	レファ	レンス	31.	7	
	フランスにおける	憲法改正 (下)	野	村花	佐 造	ジュ	リスト	31.	7	(15)
	西ドイツの再軍備	と憲法改正	藤	田庙	引 雄	ジュ	リスト	31.	8	(15)
	イタリヤ憲法におり	ける国際関連条項の解釈	皆	JII	洸	ジュ	リスト	31.	8	(15)
	表現の自由に関す	る各国憲法の規定(上)(下)	菊	井原	狼	時の	法 令	31.	9,	10
	各国憲法に保障さ	れた労働者の権利 (1, 2)				時の	法 令	31.	11	(3)(13)
	財産権の保障に関	する各国憲法の規定 (1, 2)	富	崎清	<b>支</b>	時の	法 令	31.	11,	12

### 政治

第24回国会の成果一覧表		時の法令	31. 7	(3)
第24国会成立法総覧	矢 野 勝 久	法 律 時 報	31. 8	
第24国会の立法過程を顧みて(座談会)	長 浜 政 寿	法 律 時 報	31. 8	
第24国会をいかに見るべきか	佐藤功(外二名)	法 律 時 報	31. 8	
第23,24国会制定法律の概要		レフアレンス	31. 12	
国会、政党、立法過程	蠟 山 政 道	法 律 時 報	31. 8	
民主政治における文官支配の意義	小 関 紹 夫	レフアレンス	31. 10	
内務省問題の経過	佐々間 . 彊	自 治 時 報	31. 7	
平和条約に基く請求権放棄で国の賠償責任は生じない	4)	時の法令	31. 12	(13)
西独基本法における政党	土 屋 正 三	レフアレンス	31. 7	
西ドイツにおける共産党禁止の判決	西村 信雄	法 律 時 報	31. 11	
英米の議会史より見た国会の暴力	横 越 英 一	法 律 時 報	31. 8	
フランスの政党		レフアレンス	31. 10	
アジア及び中近東諸国における政党	•	レフアレンス	31. 12	
小選挙区法案顚末記		時の法令	31. 7	(3)
小選挙区法案の足あと	小 島 和 司	法 律 時 報	31. 8	
参議院選挙の結果について	桜井東兵衛	北海道自治	31. 9	
参議院議員通常選挙の概要		自 治 研 究	31. 9	
参議院議員の通常選挙を顧みる	皆 川 通 夫	自 治 時 報	31. 9	
参議院選挙後の法律の話題	林 修三	時の法令	31. 8	(23)
31.7.8執行参議院議員選挙党派別得票数に関する調		地方行財政週報	31. 8	(1)
31.7.8執行参議院全国選出議員開票結果と当選人一覧	7-1. 	地方行財政週報	31. 8	(1)
統一地方選挙の実施と公職選挙法の改正	桜 沢 東 兵 衛	自 治 春 秋	31, 10	

<b>題</b>	名	荨	害 者	首名	<b>4</b>	雑誌 名	年月(	<del>卷号</del> )
全国選挙管理委員	中央会議における採択事項(31.10	.5)	•		:	地方行財政週報	31. 11	(7)
山口県における選	挙公報の誤刷事件について	杉	崎	元	信	北海道自治	31. 10	
選挙訴訟と当選訴	訟	,				時の法令	31. 9	(23)
労働組合と選挙						レフアレンス	31. 11	
オーストリヤの比(	例代表法の一類型	降	矢	敬	義	自治研究	`31. 12	
西独の新選挙法(	1, 2)	土	尼	ΙE	三	自治,研究	31: 9	, 10
西独連邦共和国の	新選挙法	土	屋	Œ	三	レフアレンス	31. 12	
アメリカ大統領選	挙の話(上、中、下)	佐 ·	藤		功	時の法令	31. 9	, 10
財	政		,				•	
昭和31年度の地方	財政について (2, 3)	石	原	信	進	北海道自治	31. 7	, 8
昭和31年度地方交	付税算定方法改正点					地方行財政週報	31. 8	(1)
昭和31年度普通交	付税の決定について	松	浦		功	自 治 時 報	31. 10	
昭和30年度地方団份	体決算概況					地方行財政週報	31. 11	(21)
昭和30年度地方団份	体決算の概況					自治研究	31. 12	
7月1日から改正:	された物品税					時の法令	31. 7	(23)
法定外普通税あれ	これ	細	郷	道		自 治 時 報	31. 9	
国税徴収制度はど	うあるべきか (1 <b>~3</b> )	吉	H	=	Ėß	時の法令	31. 10	(3)(13)(23)
大蔵省がみた地方	財政					自治春秋	31. 11	
国有財産制度とい	うもの	天	野	四	Ėß	時の法令	31 · 11	(23)
租税特別措置とは	何か					時の法令	31. 11	(23)
予算編成期に当面	した地方財政の問題	水	谷	[Hi]	-	北海道自治	31. 11	
来年度の地方行財	政はどうなるか	青	Ш	行	雄	自 治 春 秋	31. 11	
臨時税制調査会に	おける地方税の審議。	細	郷	道		自治 時報	31. 12	,
いわゆる配当金支	払計算票と印紙税法	環		昌	_	ジュリスト	31. 7	(15)
地方行財政の諸問						国会旬報	31. 8	
昭和32年度予算に	関連する地方財政制度及び 運営に関する措置要領案	* 2				地方行財政週報	31. 9	(12)
昭和32年度地方税	制改正をめぐる諸問題	西	谷	•	弘	北海道白治	31. 12	
本道市町村を中心	とした地方交付税制度現下の問題	[(1)佐	々才	Œ	夫	北海道自治	31. 12	
昭和30年度都道府!	県決算見込額調 (9月現在)					地方行財政週報	31. 10	(17)
昭和30年度都道府!	県税徴収実績調 (決算見込額、5月末現在	E)				地方行財政週報	31. 11	(14)
昭和30年度都道府!	県の事業の実施状況及び財源調					地方行財政週報	31. 12	(12)
昭和30年度市町村	税徴収実績に関する調 (31.5末日現在	Ξ)				地方行財政週報	31. 12	(19)
昭和30年度都市税	徵収実績表					地方行財政週報	31. 12	(19)
地方交付税の一部	を改正する法律について	<u>Щ</u>	本		悟	自 治 時 報	31. 7	
地方交付税の額の	央定に関する調 (31.8.31)					地方行財政週報	31. 9	(5)
地方財政の現況と	その問題点					地方行財政週報	31. 10	(31)

題	名	3	普	者 4	名	杂	维 薍	<b>表</b> 名	<b>5</b>	年月	3(卷	号)
改正地方税運営につ	いての若干の問題	奥	野	誠	亮	地	方	É	治	31.	6	
略説地方税法総則		柴	田		護	自	治	研	究	31.	10	
地方財政は改善せら	れるか (座談会)	鈴	木武	隹(外	·六名)	自	治	時	報	31.	7	
地方財政当面の諸問	題 (下)	荻	田		保	自	治	研	究	31.	6	
地方財政の現状と会	計制度	小	峰	保	栄	自	治	時	報	31.	9	
地方財政再建措置の	進行	長	野	士	图	自	治	春	秋	31.	10	
地方財政を救うもの	(1, 2)	児	玉	政	介	自	治	春	秋	31.	7,	8
地方財政再建促進の	進捗状況について	文	木	勝	美	北	海道	自	治	31.	8	
地方財政の再建はど	うなつているか	長	野	士	郎	時	$\mathcal{O}$	法	令	31.	11	(3)
財政再建計画承認団	体の再建数及び再建債調					資	料	月	報	31.	7	
財政再建の現況と今	後の問題	业.	田		竜	自	治	時	報	31.	10	
財政再建のその後の	問題	長	野	士	郎	自	治	研	究	31.	10	
市町村における財政	再建計画のたて方と問題	Щ	嵣	英	顕	自	治	春	秋	زر31	7	
市町村民税法人税割	市町村別税率調 (30.10.1現在)					地力	<b>i</b> 行則	核退	量報	31.	8	(15)
市町村民税法人税割	市町村別税率調(30.11.1調)					地大	<b>5</b> 行則	<b> </b>	報	31.	8	(22)
新市町村の財務運営	について (上)(下)	大	野	哲	雄	地	方	自	治	31.	11,	12
市町村税徴収実績調	(その2)(31.5現在)					地艺	7行則	<b>才</b> 政退	報	31.	12	(26)
新しい村づくりの法	律の予算	長	橋	茂	男	北;	海道	自自	治	31.	8	
公募地方債制度の概	要	大	橋芹	铥 二	良区	自	治	時	報	31.	12	
租税法総論 (1~10)	(座談会)	田中	自二申	图(外	二名)	Ÿ,	ユリ	リス	ŀ	31.	7~	11
福島県の財政再建計	画について					地艺	行與	<b>才</b> 政退	显報	31.	7	(4)
道府県の投資的経費	にかかる態容補正について	松	浦		功	自	治	研	究	31.	11	
特別会計(制度紹介)	)					畤	Ø	法	令	31.	10	(23)
公債費問題について		土	居	利	忠	北;	海道	自自	治	31.	12	
ダム用地等の補償問:	題を円滑に	高	橋		明	時	の	法	令	31.	9	(13)
投資的経費に係る態	容補正関係資料					地艺	5行則	<b>1</b> 政遇	報	31.	8	(8)
補助金制度 一実情	とその改革一 (座談会)	田口	中二郎	18(外	六名)	ジ	ユリ	ノス	ŀ	31.	8	(1)
国庫補助事業検査の	現況	小	峰	保	栄	自	治	時	報	31.	10	
末端において問題の	多い補助金について	犬	丸		実	自	治	時	報	31.	12	
地方税制戦後十年の	補遺	佐	水	喜夕	入治	自	治	研	究	31.	6	
米国国民所得表の構	想	Щ	島	考	彦	レフ	ファ	レン	ス	31.	11	
	•											
経	済											
	tow Nobe											
スエズ問題と今後の		宮	本	茂		調		月	報	31.		
二つの世界の貿易と	債権関係	倉	田	寛		法		時	報	31.		
日中貿易概観	T comments	佐	藤	良	治	調	査	月	報	31.		
日本貿易の現状と若		宇	佐言	定 和	座	・レン					7	
わが輸出市場として									月報	31.		
北京見本市問題と抜	取り灰食					東汽	F経済	<b></b> 种語	月報	<b>31</b> ,	11	

題	名	3	著 :	者 名	Š	杂	隹 試	5 名	,	年月	(卷号	<del>2</del> )
貿易管理制度の手続を簡素化		小	松	K	夫	時	Ø	法	令	31.	12	(13)
通貨自由交換性の直接的障害		永	Ш	秀	男	レフ	ア	レン	ス	31.	11	
輸出品取締制度の問題						唐	Ø	法	令	31.	12	(13)
重要輸出農林水産物の海外事情				•		調	査	月	報	31.	8	
通貨自由交換の経済的影響		永	][]	秀	男	レフ	ァア	レン	ス	31.	10	
日本経済と労働基準		Щ	中源	怎 太	良区	法	律	市	報	31.	9	
本年度下期の経済動向			,			調	査	月	報	31.	9	
日本資本主義と抵当制度の発展		福	島	正	夫	法	律	時	報	31.	11	
北海道における私鉄業界の現況						調	査	月	報	31.	10	
生産性向上と誤解点						調	查	月	報	31.	9	
企業内情報に関する調査						東泊	<b>羊経</b> 漢	統計	月報	31.	7	
中小企業問題を語る (座談会)		鮎」	日義分	个(外	二名)	*	会	旬	報	31.	8	
景気転換論を批判する		F	村	治	氏	東洋	経済	統計	月報	31.	11	
戦後十年の家計消費						東洋	経済	統計	月報	31.	7	
設備能力及び稼働率指数・						東泊	経済	統計	月報,	31.	7	
設備投資の動向をどうみるか		- ][[	原	英	之	東泊	経済	統計	·月報	31.	12	
生保はどんな株を買つたか						東泊	经经	統計	月報	31.	7	
税理士業務の適正化を図る		宪	井		勇	時	Ø	法	令	31.	8	(3)
外国人の円貨による株式取得の代	制限の 大幅な緩和実現	荒	井		勇	時	の	法	令	31.	11	(13)
インドネシア統計						東泊	経済	統計	月報	31.	7	
フイリピンの統計						東洋	経済	統計	月報	31.	11	
ドイツ抵当権と資本主義の発達		鈴	木	祿	弥	法	律	時	報	31.	11	
フランス資本主義の発展と抵当	制度の変遷	高	橋	狠	之	法	律	時	報	31.	11	
地方行政										٠		
昭和31年の地方自治を回顧する	•	餄	木	俊	_	地	方	自	治	31.	12	
地方自治の本旨		小		产三				•	秋	31.	9	
新しい地方自治のあり方		小	島		憲		毎 道			31.	10	
地方自治体の建設とその方途		鈴	木	俊					秋	31.		
地方自治の諸問題		吉	岡	恵					究	31.	10	
地方行政制度の改革		小	島		嚴				秋	31.	10	
第四次地方制度調査会の発足	•	佐々	7 []]		弘				治	31.	10	
地方自治今後の問題点		藤	并	貞	夫	地	方	自	治	31.	11	
地方自治管見		加	藤が	> 莵	丸	自	治	₩.	究	31.	11	
地方自治制度の将来の問題	•	長	野		郎			研	究	31.	12	
国と地方公共団体との関係		H	上	穣	治	時	の	法	令	31.	7	(3)
地方自治法の改正とその運営(	上)(下)	小:		三三	次	地	方	自	治	31.	7, 8	
地方自治法改正法の内容概説(」	上)(下)	原	田	精		自	治	春	秋	31.	8, 9	

地方自治法改正法の内容概況

原田精一

白 治 春 秋

31. 8

										•	
題	名	葎	害 者	4		雑	謎	名。	年月	(卷兒	<b>寻</b> )
地方自治法と地方	公務員法の運営 (1~4)	Ш	崎		Œ.	北洋	毎 道	自治	31	9 <b>~</b> 12	
地方自治法におけ	る請負禁止	久	111:	公	荛	地	方	自治	31.	11	
改正地方自治法の	運用について	1/\	林与	三三	次	FI	治田	诗 報	31.	9	
改正地方自治法令	の実施とその運営解説					自	治石	开 宪	31.	9	
地方自治法一部改	正法の成立とその運営	林		忠	雄	ſΉ	治石	矿 究	31.	6	
政治構造は反映す	る地方自治法改正の盲点 (1, 2)	法	貫	Ξ	郎	北省	毎 道	自治	31.	10, 1	1
法律による行政と	通達による行政	田	фī	=	郎	$[\cdot]$	治石	研 究	31.	7	
議会の運営につい	て (5, 6)	Ŀ	林	久	治	北泊	毎道	自治	31.	7, 8	
地方議会におけけ	本会議中心の運営	林		忠	雄	自	治石	研 究	31.	10	
地方議会解散の実	質的要件(2)	田	4	Œ	E	峊	治。	研 究	31.	8	
地方議会における	証人の宣誓拒絶と罰則	汗	葉 恒	三三	郎	北洋	毎道	自治	31.	7	
地方議会における	証人の宣誓と罰則	千	葉 恒	三三	息	自 -	治	春 秋	31.	11	
議会閉会中の懲罰	問題	千	葉 恒	Ξ	郎-	北沿	毎 道	自治	31.	6	
地方議会の委員会	の運営について	佐	藤	可	水	自	治	春 秋	31.	10	
「標準」委員会条	例,会議規則 (1~3)	上	林	久	治	4L /	毎 道	自治	31.	10 <b>~</b> 1	2
地方議会解散の実	質的要件 (1)	木	田		宏	Ħ	治	研 究	31.	7	
委員会審査の省略						時	のき	去 令	31.	12	(13)
白 票 論 義(	1)	千	葉 恒	三三	良区	北泊	毎道	自治	31.	12	
専決事項と代決		Ш	内		夫	庤	のき	生 令	31.	9	(13)
東京都議の「退職	慰労金」事件	小	島	和	Ē	ジ、	ュリ	スト	31.	12	(1)
村議会議員解職請	求者署名簿の署名の 効力に関する決定取消請求事件	霨	山	昭	Ξ	地	方(	自治	31.	10	
開票所以外で投票	箱の開函と選挙の効力	大	島	信	Œ	北泊	毎 道	自治	31.	11	
市長解職投票の執	行停止	Œ	上	穣	治	時	0) 7	法 令	31.	10	(3)
首長側下の不信任	議決	H	Ħī	Œ	E	ジュ	ュリ	スト	31,.	12	(1)
都道府県と市町村	の権能の明確化等	町	田		充	時	Ø ?	法 令	31.	8	(23)
北海道市町村備荒	資金組合の発足と その後の運営について	高	木		勇	北泊	毎 道	自治	31.	9	
市町村の末端行政	機構と部落会等 住民の自治組織について	津	田		Œ	北泊	毎 道	自治	31.	10	
昭和30年度市町村	決算見込額調(その2)					地力	行財	攻週報	31.	12	(5)
	る町村合併進捗状況					地力	行財	<b>攻週報</b>	31.	7	(25)
	現状と新市町村の建設		舽 玉	を次	郎			自治	31.	8	
	ら新市町村の建設促進へ	町	Ħ		充	-	のう	法 令	31.	8	(3)
町村合併促進法の		内	[1]	鉄	男			時 報	31.	10	
町村合併における	部落」	辻		清	明	É	•	時 報	31.		
町村合併の成果		宫	沢		弘	Ħ		春 秋	31.		
町村合併の回顧と		吉	浦	浄	真	地	方	自治	31.	12	
	おける町村数平均人口及び平均面積の調							<b>政</b> 週報	31.	7	(25)
	況の調(31.8.1現在)							政週報	31.	8	(22)
	況等の調(31.9.30現在)			•				政週報 TANK #8	31.		(3)
叫 村台併基本計画	に対する進捗状況 (31.7.1現在)		•			地艺	河財	政週報	31.	7	(18)

題		名	Ħ	善 者	名	雑	誌	名	年月	(卷	号)
町村合併基本計画	国に対する進捗が	<b>浣</b> (31. 8. 15	見在)			地方征	<b>う財</b> 政	女週報	31.	9	(15)
町村合併基本計画						地方征	<b>う財</b> 項	<b></b>	31.	8	(19)
町村合併基本計画	回に対する進捗が	<b></b>	現在)			地方征	了財政	女週報	31.	10	(24)
町村合併基本計画	画に対する進捗*	<b>犬況 (31.12.1</b>	現在)			地方	<b>う財</b> 理	<b></b>	31.	12	(26)
町村合併に関する	る争論に関する訓	周 (31.9.10現	.在)			地方	<b>宁財</b> 과	<b></b>	31.	9	(19)
新市町村建設促進	進法の概要					地	方	自 治	31.	6	
新市町村建設促進	進法の成立とその	運営	内	TTI 🧸	跌 男	自言	台 石	开 究	31.	6	
新市町村建設促進	進法の概要 (下)		中	村原	答 一	自	台 日	寺 報	31.	7	
新市町村建設への	D道 (第三部)		佐	野	攺 一	自言	台 著	<b></b> 秋	31.	9	
新市町村建設計画	画の調整について	(1∼3)				地	方	自 治	31.	7~9	7
新市町村建設のか	とめの手びき					地地	方!	自 治	31.	10	
市市町村建設計画	画のあり方		吉	浦	净 真	自	冶 日	寺 報	31.	12	
新市町村建設計画	画の一般的調整基	<b>基準について</b>	内	Ш	跌 男	自	冶 7	开 究	31.	12	
新農村建設の第-	一年度を顧みて		後	藤 伝	- 郎	自	冶 田	寺 報	31.	12	
市町村の増減数詞	周 (31.7.1現在)					地方	行財	<b></b>	à1.	7	(18)
市町村の増減数誌	周 (31.8.1現在)					地方	行財功	<b></b>	31.	8	(15)
市町村の増減数詞	周(31.9.1現在)					地方	行財政	<b></b>	31.	9	(19)
。市町村の増減数詞	周 (31.9.30現在	)				地方	行財政	<b></b>	31.	10	(3)
国有資産等所在で に関連で	市町村交付金及で する制度に関する		在)			地方	行財	<b></b>	31.	9	(26)
地方事務所の廃」	上統合について		福	島	直喜	地	方	自 治	31.	11	
道州制論の批判	(上)		荻	H	保	自	治	开 究	31.	12	
農林行政と市町村	村 .		藤	井	和郎	地	方	自治	31.	7	
地方六団体の動同	旬		Щ	村	市雄	自	治	春 秋	31.	10	
地方公務員制度	丘カ年の動き		角	田礼	次郎	自	治	春 秋	31.	10	
法	学 <b>一</b> 般										
戦争終了の諸方式	EÇ,		中	江	要 介	ÿ =	ı ij	スト	31.	9	(1)
戦争状態終結の治	去理		杉	Щ	茂 雄	レフ	アレ	ンス	31.	11	
国選弁護制度の通	軍用状況		橋	村	春 海	ジニ	ı ij	スト	31.	10	(1)
公務執行に対す:			谷	Д	正 孝	ジニ	ı ij	スト	31.	10	(15)
不当労働行為点持			高		良 一	ジニ	ı ij	スト	31.	11	(15)
暴力犯罪取締立治			Ħ	沖	憲郎	ジニ	ı IJ	スト	31.	10	(1)
暴力関係事犯のⅠ	•		佐	藤	藤 佐	ジニ	z 1)	スト	31.	10	(1)
刑法と刑事訴訟			田		義夫			スト	31.	10	(1)
刑訴第四百条但	書と破棄自判の当	肖決	岩	田、	誠			スト	31.		(15)
刑事裁判雑考					益喜			スト	31.		(1)
民事訴訟規則と			岡	根				スト	31.		(1)
控訴審における			鴨		良 弼			スト	31.		(1)
借地権の期間と	その延長	ø	後	藤	清	ジニ	ı IJ	スト	31.	11	(1)

題。	名	3	善	者:	名	į	維言	ま <b>彳</b>	3	年)	引 (:	<del>8号</del> )
借地権の物権化		幾	代		通	ÿ	J. 1	リス	<b>}</b> ·	31.	11	(1)
借地、借家法改正の主	要問題点					ジ	٦   ١	リス	ŀ	31.	11	(1)
借地借家事件の司法的		石	井	良	三	ジ	ュリ	リス	ŀ	31.	11	(1)
借地の正当事由		古	山		宏	ジ	<b>ച</b> !	) ス	ŀ	31.	11	(1)
制限借地権		鈴	木	祿	弥	ジ	<u>ا</u> د	リス	ŀ	31.	11	(1)
海岸法の成立とその運		粟	屋	敏	信	自	治	研.	研	31.	8	
公物法制の空白を補う:	海岸法	<b>=</b>	宗	Œ	義	時	Ø	法	令	31.	7	(23)
勾留、保釈と人権の保	障(座談会)(1)	安	音治:	夫(外	五名)	法	律	時	報	31.	12	
リコール制の改正につ	いて	鈴	木	俊	_	自	治	研	究	31.	10	
借地借家法改正への期	待と希望	広	瀬	武	文	法	律	時	報	31.	11	
抵当権の処分と移転()	巫談会)(1)(2)	我	妻栄(	(外四	(名)	法	律	時	報	31.	11,	12
戦後における抵当権判	例の概観	. 堀	内		仁	法	律	時	報	31.	11	
抵当制度改正の方向		Щ	$\boxplus$		晟	法	律	時	報	31.	11	
新しい公序概念の必然	生	戒	能	通	孝	法	律	時	報	31.	10	
公労法改正の問題点		森	長	英 三	息	法	律	時	報	31.	9	
一事不再議の原則		赤	沢	善 二	良	自	治	春	秋	31.	7	
一事不再議についての	疑問	高	辻	Œ	E	自	治	研	究	31.	8	
飲酒酩酊中犯行の処罰	(京都)					判	例	時	報	31.	8	
戦後水利裁判例の検討		武	田	単	治	法	律	時	報	31.	7	
わが国際私法上の中国	人の身分法 問題に適用すべき法律	溜	池	良	夫	法	律	時	報	31.	10	
家事債務の履行確保制	度の運用について (1, 2)	久	保		鏧	法	律	時	報	31.	10,	11
建設工事の紛争にあつ	せん調停、仲裁制度	吉	光		久	時	0	法	令	31.	7	(23)
郵便振替貯金に簡易払信	制度を引上げ	田	<b>†</b>	康	吳	畤	Ø	法	令·	31.	7	(23)
バス等の安全確保と道	烙運送秩序の確立	中	島	英	雄	峙	0)	法	令	31.	8	(3)
旅客営業自動車の運転	て第二種免許制度	町	田		充	時	Ø	法	令	31 ·	9	(3)
債権管理法の施行は明確	年一月十日から	元	Ш	哲	太	時	0	法	令	31.	12	(13)
中共旅券発給拒否処分	を違法とする判決(東京)					判	例	時	報	31.	8	
百貨店法の解説デパー	トの事業活動を調整			1		玉	会	旬]	報	31.	7	
芸娼妓の足抜きと仮処	<del>7)</del>	下	光	単	$\vec{=}$	ジ	ユリ	ンス	7	31.	7	(15)
売春の刑事処分は明後の	年四月から	勝	尾	鐐	三	時	<i>の</i>	法	令	31.	11	(13)
婦人法律家の民法再改	E意見について (上)(下)	村	崎		満	ジ	را ت	ス	ŀ	31.	12	
婦人法律家による民法	再改正意見(座談会)(上)(7	「) 人身	康	子(外	五名)	ジ	ユリ	リス	ŀ	31.	9	(1)(15)
新聞及び雑誌の◎説号の	D表示と作家の権利	法	貴	次	郎	ジ	크 ij	)ス	7	31.	8	(15)
東京都における印鑑登録	緑及び印鑑証明 制度の改正について	H	向	美	幸	ジ	크 !	)ス	ŀ	31.	8	(1)
30年ぶりに中央卸売市場	易法を改正	関	谷	俊	作	畤	Ø	法	令	31.	9	(13)
温泉と法律		豊	島		腐	法	律	時	報	31.	7	
入会権の法律的問題	,	福渡	島辺	正洋	夫三	法	律	時	報	31.	7	
現象としての慣習法		. JH	岛	武	宜	法	律	時	報	31.	7	
团規令判決覚書		佐	藤	達	夫	時	Ø	法	令	31.	8	(23)

題	名	Ę	舊 才	旨 名	3	*	维 訪	5 名		年月	(名	号)
証人の保護		植	松		Œ.	時	Ø	法	令	31.	9	(23)
災害と法律(1~	4) .	田	中	康	民	時	0)	法	令	31.	11,	12
医療保障の諸問題						時	0)	法	令	31,	11	(3)
解約「自由」の原則と	: その「制限」	Щ	村	泰	啓	ジ	<b>ച</b> !	リス	ŀ	31.	11	
空 中 権 (エフ	マ・ライト)	熊	倉	信	=	ジ	그 !	)ス	}	31.	11	(1.5)
森林犯罫と民衆の意識	ţ	潮	見	俊	隆	法	律	時	報	31.	7	
首都建設の構想		次	田。	大 三	闾	地	方	自	治	31.	9	
社 宅 問 題		薄	根	Œ	男	ジ	그 !	)ス	ŀ	31.	11	(1.5)
「交換公文」について	この素描	江	临	久	雄	ジ	그 !	リス	ŀ	31.	9	(1)
区分所有権		自	羽	祐	Ξ	ジ	그 !	リス	ŀ	31.	11	(15)
倉庫業の営業を許可制	りた	大	楝	重	義	胩	0)	法	令	31.	9	(3)
監査請求と納税者訴訟	· .					lk∳	Ø	法	令	31.	10	(13)
下請債権の確保に関す	「る立法的措置をめぐつて	Ξ	津 [	日 松	놤	レ	フア	レン	ス	31.	12	
工業用水の合理的供給		中	村	泰	男	時	0)	法	令,	31.	9	(23)
人血利用の適正化と初	<b>と採血者の保護</b>	松	下	康	蔵	時	Ø	法	令	31.	8	(3)
梅毒輸血事件の判決に	ついて	멛	宫	和	夫	ジ	ユリ	) ス	ŀ	31.	12	(15)
映画の検閲は合慮か	(英米憲法判決選)					ジ	ユリ	リス	7	31.	12	(15)
有料道路の料金の額の	)基準きまる	三	橋	信	_	時	0)	法	令	31.	12	(3)
農地改革後における中 一東北	ロ小山林地主 と,九州の実態調査の分析—	石	見		尙	レ	ファ	レン	ス	31.	8	
東独の刑事訴訟法		斎	藤	朔	郎	ジ	그 !	ノス	ŀ	31.	9	(15)
西独における戦争被害	子者の援助に関する 法制の概観 (2)	ظر ب	Л		豐	レ	77	レン	ス	31.	9	
イギリ譲渡抵当の変遷	6. 10.	水	, di	広	雄	注	律	H	報	31.	11	
アメリカの法律家の実	(情をきく (座談会)	兼	子	•	- ,	ジ	ユリ	ノス	ŀ	31.	12	(15)
產	業											
ながらいっしょん エン・神楽・人	File THAI					*OC	- <b>4</b>		-+:07		h <del>-</del>	
北海道に於ける農業金		1525	633 P	B _L	1217	調	査	月四	報		7	
特定道内外商品の製造				易太		調	査	月	報	31.		(40)
さんまの解禁日を改正				文		時		法	令	31.		(13)
金鉱業の現状と問題点				出事		調	査の	月	報	31.		/ <b>0</b> \
家畜市場の取引を明朗		<i>&gt;</i> 1	{LL	¥	_	時	0	法	令	31.		(3)
大豆に農産物価格安定 本年度道内秋いか漁に	· —	事			产生	時	の	法	令恕	31. 31.		(3)
		東	LTJ K	H. 4-	隆	iii	査	月四	報			
本年度北海道に於ける木材高度利用について	•	民	ht h	易 太 亮			査	月 <sup>日</sup>	報	31.		
本村高度利用について 牛馬などの畜舎に届出		IV.		ソば	-	調時	査の	月	報令	31. 31.		( <b>9</b> )
キ馬などの音響に届け 畜産振興のための飼料						時		法		31.		(3)
散産扱動のための例末 改正された米の配給制		松	-ī,;-	威	tell:	時	の	法	令令	31.		(13)
豆類耕作の背景とその				易太				-		31.		(23)
立然が中で自然してい	/ 打印小耳	133	1-4	<i>3</i> 7 A	ध्य		査	月	報	JI.	14	

題	名	3	善 者	1 1	<b></b>	杂	隹 言	志名	<b>5</b>	年月	1 (卷	号)
都心地における住宅	事情の変遷(上)(下)	有	泉		亨	ジ	ュ	リス	ŀ	31.	9,	10
北洋漁業に関する国	察法の諸問題	杉	山	茂	难	レフ	ァア	レン	ス	31.	10	
本年度第五称北洋サ	ケ・マス漁業概況					調	査	月	報	31.	10	
北海道のアスパラカ	ス	佐	藤	良	治	調	査	月	報	31.	10	
農地開発機械公団の	業務範囲を強化					畤	0)	法	令	31.	8	(3)
農地開発公団設立経	緯と根釧篠津原野開発について	今	野田	3 出	男	調	査	月	報	31.	11	
総合開発の現状と問	題点	奥	田		亨	É	治	研	究	31.	7	
電源開発に伴う水利	権の検討 (座談会)	金》	1 良身	生(外	四名)	法	律	時	報	31.	7	
電源開発当面の諸問	題	青	木	幹	夫	レフ	ア	レン	ス	31.	11	
電源開発による上下	流の増加利益を調整	エ	藤	敦	夫	畤	の	法	令	31.	9	(23)
後進地域総合開発費	て対する新国庫負担方式の提唱	奥	村	誠	亮	自	治	研	究	31.	11	
農地改革と水利権の危	解放	栗	原	東	洋	法	律	時	.報	31.	7	
農林水産技術会議及	び振興局を設置					時	の	法	令	31.	7	(13)
農村水産業施設災害	复旧対策を強化。	田	中	康	民	時	の	法	令	31.	8	(3)
被占領下における林	業行政の概要	倉	田	吉	雄	.レフ	ア	レン	ス	31.	11	
ソ連農業の現状						東洋	経済	<b>筝統計</b>	月報	31.	9	
インドにおける産業の	D国有化	中	島	宗	_	レフ	ア	レン	ス	31.	9 .	
東独の農地改革顚末		菊	地	昌	典	レフ	ア	レン	ス	31.	12	
教	育											
教育行政の問題占		<b>企</b>	<b>な 4</b> 5	工場	t#E	ÉT	泌	<b>李</b>	£.ŀ	21	10	
教育行政の問題点	打辦 如 日		久保	迁通		自時	治の		秋	31.		(cn)
新教育委員会制度の		犬	久 保 丸		直	時	0	法	令	31 .	10	(13)
新教育委員会制度の 学校教育の振興助成の	Dための六つの法律	犬 林	丸	信	直一	時時	の の	法法	令令	31. 31.	10 7	(13)
新教育委員会制度の 学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織	Dための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理念	大林田	丸中		直一巳	時時自	のの治	法法研	令令究	31. 31.	10 7 7	
新教育委員会制度の 学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織 地方教育行政の組織	Dための六つの法律	大林田 犬	丸中丸	信正	直一已直	時時自地	のの治方	法法研自	令 令 究 治	31. 31. 31.	10 7 7 8	
新教育委員会制度の 学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織 地方教育行政の組織 地方教育貨の問題	Dための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理念 及び運営に関する法律の概要	大林田犬佐	丸中丸藤	信正	直一巳直浪	時時自地自	のの治方治	法法研自研	令令 究治 究	31. 31. 31. 31.	10 7 7 8 11	(13)
新教育委員会制度の 学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織 地方教育行政の組織 地方教育貨の問題 大学の設備、編制等の	Dための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理念 及び運営に関する法律の概要	大林田 犬	丸中丸	信正	直一已直	時時自地自時	のの治方治の	法法研自研法	令令 究治 究令	31. 31. 31. 31. 31.	10 7 7 8 11 12	(13)
新教育委員会制度の 学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織 地方教育行政の組織 地方教育貨の問題 大学の設備、編制等の 日本学士院由来記	Dための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理念 及び運営に関する法律の概要	大林田犬佐	丸中丸藤	信正	直一巳直浪	時時自地自時時	のの治方治のの	法法研自研法法	令令 宪治 宪令令	31. 31. 31. 31. 31.	10 7 7 8 11 12	(13)
新教育委員会制度の 学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織が 地方教育行政の組織が 地方教育費の問題 大学の設備、編制等の 日本学士院由来記 大学教育の投資価値	Dための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理念 及び運営に関する法律の概要	犬林田犬佐沢	丸中丸藤田	信正樹太	直一巳直郎徹	時時自地自時時東	のの治方治のの経	法法研自研法法統計	令令 宪治 宪令令 月	31. 31. 31. 31. 31. 31.	10 7 8 11 12 10	(13)
新教育委員会制度の記 学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織が 地方教育行政の組織が 地方教育費の問題 大学の設備、編制等の 日本学士院由来記 大学教育の投資価値 各国の教育財政	Dための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理念 及び運営に関する法律の概要	大林田大佐沢 児	丸 中丸藤田 玉	信正樹太	直一 已直郎 徹 之.	時時自地自時時東レ	のの治方治のの経ア	法法研自研法法統レ	令令 究治 究 令 令 月ス	31. 31. 31. 31. 31. 31. 31.	10 7 8 11 12 10 12 8	(13)
新教育委員会制度の記学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織が 地方教育行政の組織が 地方教育費の問題 大学の設備、編制等の 日本学士院由来記 大学教育の投資価値 各国の教育財政 へき地の教育	のための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理念 及び運営に関する法律の概要 の基準を法制化	大林 田犬 佐沢 児 藤	丸 中丸藤田 玉尾	信正樹	直一 巳 直 郎 徹   之 人 .	時時自地自時時東レレー	のの治方治のの経アア	法法研自研法法統レレ	、令令 究治 究令 令 月スス	31. 31. 31. 31. 31. 31. 31. 31.	10 7 8 11 12 10 12 8	(13)
新教育委員会制度の記 学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織が 地方教育行政の組織が 地方教育費の問題 大学の設備、編制等の 日本学士院由来記 大学教育の投資価値 各国の教育財政	のための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理念 及び運営に関する法律の概要 の基準を法制化	大林田大佐沢 児	丸 中丸藤田 玉	信正樹	直一 已直郎 徹 之.	時時自地自時時東レレー	のの治方治のの経アア	法法研自研法法統レ	、令令 究治 究令 令 月スス	31. 31. 31. 31. 31. 31. 31.	10 7 8 11 12 10 12 8	(13)
新教育委員会制度の記学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織が 地方教育行政の組織が 地方教育費の問題 大学の設備、編制等の 日本学士院由来記 大学教育の投資価値 各国の教育財政 へき地の教育	のための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理念 及び運営に関する法律の概要 の基準を法制化	大林 田犬 佐沢 児 藤	丸 中丸藤田 玉尾	信正樹	直一 巳 直 郎 徹   之 人 .	時時自地自時時東レレー	のの治方治のの経アア	法法研自研法法統レレ	、令令 究治 究令 令 月スス	31. 31. 31. 31. 31. 31. 31. 31.	10 7 8 11 12 10 12 8	(13)
新教育委員会制度の記学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織が 地方教育行政の組織が 地方教育費の問題 大学の設備、編制等の 日本学士院由来記 大学教育の投資価値 各国の教育財政 へき地の教育	のための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理念 及び運営に関する法律の概要 の基準を法制化	大林 田犬 佐沢 児 藤	丸 中丸藤田 玉尾	信正樹	直一 巳 直 郎 徹   之 人 .	時時自地自時時東レレー	のの治方治のの経アア	法法研自研法法統レレ	、令令 究治 究令 令 月スス	31. 31. 31. 31. 31. 31. 31. 31.	10 7 8 11 12 10 12 8	(13)
新教育委員会制度の記学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織が 地方教育行政の組織が 地方教育背強、制制等の 大学の設備、制制等の 日本学士育育教教育財政 各国の地の 各国の地の 各国の地の インドラックを インドションを インドラックを イントラックを インドションを インドラックを インドションを インドションを インドションを インドションを インドションを インドションを インドションを インドションを インドションを インドションを インドションを インドションを インドションを イントションを イントションを イントションを イントションを イントションを インを イントションを インを インを インを インを インを インを インを インを インを イ	のための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理念 及び運営に関する法律の概要 の基準を法制化 をの自由の問題	大林 田犬 佐沢 児 藤	丸 中丸藤田 玉尾原	信正樹	直一 巳 直 郎 徹   之 人 .	時時自地自時時東レレレー	のの治方治のの経アアア	法法研自研法法統レレレ	、令令 究治 究令 令 月スス	31. 31. 31. 31. 31. 31. 31. 31.	10 7 8 11 12 10 12 8 12 9	(13)
新教育委員会制度の記 学校教育の振興助成の 地方教育行政の組織 地方教育行政の問題 大学の設備、編制等の 日本学教育の教育 大学教育の教財政 大学の教教育 大学の教育 大学の教育 大学の教育 大学の教育 大学の教育 大学の教育 アメリカにおける大学	のための六つの法律 及び運営に関する法律の基本理点 及び運営に関する法律の概要 の基準を法制化 学の自由の問題 際	大林田犬佐沢 児藤小 今	丸 中丸藤田 玉尾原	信正樹素正正	直一已直郎徽 之人治 正	時時自地自時時東レレレ   時時日地自時時東レレレ	のの治方治のの経アアア	法法研自研法法統レレレニ法	一令令 究治 究令令 月ススス	31. 31. 31. 31. 31. 31. 31. 31. 31.	10 7 8 11 12 10 12 8 12 9	(3) (23)

時 の 法 令 31.12

(13)

国際連合機構一覧表

題	名	著	者	4	á	杂	話 誰	名	ı	年月	(卷	클)
国際連合原加盟国、	新加盟国					時	の	法	令	31.	12	(13)
国際連合の使命と組	織					時	Ø	法	令	31.	12	(13)
ソ連における社会保	<b>漳</b>					レフ	ア	レン	ス	31.	7	
イギリスにおける放	送事業の変遷(その1)	Щ	戸	利	生	レフ	ファ	レン	ス	31.	7	
英国々会の予算関係	諸委員会の構成及び運営の実際	藤	田	晴	于	レフ	ァア	レン	ス	31.	8	
米国の経済顧問会議	と経済報告会合同委員会	下	村	純	典	レフ	ファ	レン	ス	31.	7	
東欧諸国における国	有化法の諸問題	桑	田	三	总区	法	律	時	報	31.	10	
「二つの中国」論と	台湾の国際法的地位	田,	畑茂	둔 그	郎	法	律	時	報.	31.	10	
最近における国際法	関係国際会議の成果	前	原	光	雄	法	律	時	報	31.	10	
転機にある国際法(	座談会)	戒能	能通孝	€(外	二名)	法	律	時	報	31.	10	
スエズ運河会社の国	有化	入》	江 啓	子 四	郎	法	律	時	報	31.	9	
スエズ運河の自由航	行条約	影	井	榧	夫	時	0	法	令	31.	10	(13)
「アデナウアー法式	」と国際法	関	野	昭		レフ	ファ	レン	ス	31.	11	
国際法協会における	国連憲章改訂問題					法	律	時	報	31.	10	
ユーゴスラヴェアの	社会機構と国家機構	稲	子	<u>恒</u>	夫	法	律	時	報	31.	10	
日ソ交渉の問題点						玉	会	旬	報	31.	8	
ついに締結された日	比賠償協定	黒	田	瑞	夫	時	0)	法	令	31.	8	(13)
日米安全保障条約は	いつまで効力を継続するか	皆	Ш		光	法	律	時	報	31.	8	
沖縄とその住民の地	位					時	Ø	法	令	31.	7	(23)
沖縄土地問題とその	周辺	入;	江 啓	子四	郎	ジ	ュリ	ス	ŀ	31.	8	
沖縄の軍用地問題(	対話)	加蔣	第一朗	8(外	五名)	ジ	ュリ	ス	ŀ	31.	8	(15)
プライス勧告全文 (	和文、英文)					ジ	ュリ	ス	ŀ	31.	8	(15)
沖縄側のプライス勧	告への反論					ジ	ユリ	ス	ŀ	31.	8	(15)
沖縄 問題		平!	野業	太遠	郎	法	律	時	報	31.	9	
沖縄問題に関する国	察法上の若干の考察	杉	川	茂	雌	レフ	7 7	レン	ス	31.	9	
· · <del>岁</del>	働											
							_					
主要企業賃金調査(	31.8現在)					東洋	牟経注	統計	-月報	31.	10	
賃金協定について					郎		ユリ			31.	7	<b>(1</b> )
公労法の団体交渉に		石	黒	拓	爾		0)			31.	7	(3)
労働者の保険審査機						時	0		令		8	(13)
労働法理論の発展(				운(外	四名)		律	時	報	31.	9	
労働事件判例にみる	裁判官の意識	片			昇			時	報	31.		
労働法改正の特殊性		松	岡	三	ER.	法	律	時	報	31.	9	
労働基準法の国際労							アア			31.		
休業と永久的閉鎖と		平			夫		ユリ			31.		(15)
ロツク、アウトと賃		宮	岛	尚	史		律		報	31.		
組合財政の概況と問			谷		甫		律			31.		
中小企業労働関係の	問題点	高	橋		隆	レン	ファ	レン	ス	31.	8	

	•	•		
題	名	著 者 名	雑 誌 名	年月 (卷号)
中小企業組織化に関	関する問題点 ・	谷 村 昭 一	時の法令	`31. 10 (23)
スト規制法の延長		吾 妻 光 俊	時の法令	31. 12 (23)
ピケツト権と就労権	Ė.	島 田 信 義	法 律 時 報	31. 9
私企業における懲刑	戈の根拠	平 田 一 夫	ジュリスト	31. 9 (1)
アメリカ労働組合の	D政治活動とその法的規制	近藤亨一	レフアレンス	31. 12
人	事			
内閣がもつている)	、	亀 岡 康 夫	ジュリスト	31. 10 (15)
給与に関する報告が		滝本忠男	自治研究	31. 10 (15) 31. 8
特殊勤労手当支給物		14g 44 16g 25	地方行財政週報	
	周(都道府県分30.1.10現在)		地方行財政週報	31. 8 (22) 31. 8 (22)
臨時職員構成割合			地方行財政週報	31. 8 (22)
	関する調(都道府県分30.1.10現在)		地方行財政週報	31. 8 (22)
	8者の身分取扱の実態		地方行財政週報	31. 8 (22)
地方公務員給与実態		田中和夫	地方自治	31. 6
地方公務員の給与問	<del>_</del>	角田礼次郎	自治時報	31. 10
地方公務員給与実態		角田礼次郎	時の法令	31. 11 (13)
最近における県職員		清水照久	自治春秋	31. 9
普及しはじめた退職			東洋経済統計月報	31. 10
	服告と給与改善の勧告 (上)(下)	慶徳庄意	時の法令	31. 8 (13)(23)
	及び勧告について (二)	滝 本 忠 男	自治研究	31. 9
昇給の実施状況調	(31.7調)		地方行財政週報	31. 8 (22)
昇給ストツプをめ、	· ぐつて	広 田 常 雄	自 治 春 秋	31. 10
国鉄のトツプ、マク	トージメントを刷新	深 草 克 巳	時の法令	31. 8 (3)
実現した公共企業の	)共済組合	山 崎 武	時の法令	31. 9 (3)
停年制覚書		角田礼次郎	北海道自治	31. 9
停年制について		片 岡 昇	ジュリスト	31. 9 (15)
•				•
	•			
雑 ′	<b>\</b>			
中央気象台を気象片			時の法令	31 7 (3)
原子力の研究開発い	、よいよ軌道にのる	松永岳雄(外四名)	時の法令	31. 7 (13)
かなづかいと同音簿	真字の書きかえ		時の法令	31. 7 (23)
ソ連、中共抑留生活	5の実態		国 会 旬 報	31. 8
「ドリゾール」につ	かいて		調査月報	31. 9
「領水十二海里」の	由来	黒 田 乙 吉	レフアレンス	31. 10
年間回顧1956年	判決、主要事件、今後の問題)	我妻栄(外十二名)	ジュリスト	31. 12 (15)
(m)AC(X)	下八、工タデコ、「仮の问題」			,

執行部

を